

やさしい年金 ~番外編~

●ウルトラマン 西岡さんの引退に際してソフィーが助けに来ました。

老齢年金は、加齢により所得が減少した場合に支給されます。平たくいえば、会社の方が定年退職して、お給料が貰えなくなった場合に支給されます。日本の法律では、会社は本人（昭和36年4月2日以降生まれ）が希望したら65歳まで雇わなければなりません。65歳以上の場合でも70歳まで雇えるように努める様に会社は努力する義務が決められています。つまり普通の人は65歳で退職になります。そして、退職後はお給料が無くなり、年金生活が始まるわけです。

大企業等に努めていた方は、お給料が高かったのでしょうか。年金の手続きをすると「こんな安い年金では生活が出来ん!!」とお怒りになります（笑）。「毎月高い保険料を払ったのに、馬鹿にしているのか!!」（笑）。60歳前後のお給料が高かったときは、厚生年金保険の保険料も高かったと思いますが、新入社員の時はどうでしょう?

厚生年金保険の保険料率はお給料額の1,000分の183(平成29年9月1日以降)です。退職前のお給料が高いときは保険料も高かったと思いますが、逆に新入社員の給料が安かったときは保険料も安かったと思います。保険料率についても、昔はもっと低かった時代がありました。つまり、高い保険料を払い続けたというのは「思い込み」ですね。

同じように、少子化や高齢化が進むと「年金は破綻する」という無責任な報道が多いですね。少し落ち着いて考えてみましょう。日本の公的年金は国民年金・厚生年金保険ともに保険制度を採用しています。保険制度である以上給付の調整や保険料率の改定等「所要の調整」は必要になると思いますが、破綻することはありません。安心して下さい。

ところで、年金が破綻するとか、支給されなくなると言っているのは、主にマスコミで、マスコミの報道に迎合的な対応をしているのはまだ年金を貰っていない人たちです。既に年金を受給している人から「年金が停まった」という話は聞いたことがないですね。阪神淡路大震災・政権交代で予算が成立しなかった・東北大震災・リーマンショック等々日本国内がパニックに陥ったときでも、問題なく支給されました。

年金受給者の方が「年金は安い。」と愚痴を溢されることはありますが、「次回も年金が支給されるか不安だ!!」なんて声は聞きませぬ。

今後も日本の年金は安定して支給され続けますので安心して下さいね。

(ソフィー 狸)



こんにちは !!

みなくさ社労士・FP事務所	050-7116-8551
社労士事務所 HONEST	06-6910-8317
多賀 貴志社会保険労務士事務所	0749-27-3993
西岡社会保険労務士事務所	0749-55-0963
社会保険労務士中山貴之事務所	0749-59-5626
野村社会保険労務士事務所	0749-62-2684
前田直樹社会保険労務士事務所	0749-74-0347
橋本将詞社会保険労務士事務所	075-755-0157
大隈社会保険労務士事務所	0770-56-2778
アール・オフィス松尾	077-514-2570
タマキ社労士事務所	077-563-7095
コンフィアンス社会保険労務士事務所	077-575-1115
鈴木社労士事務所	077-583-9490



みなくさ社労士・FP事務所

特定社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー(CFP) **谷口 暢生**

〒525-0047 滋賀県草津市追分3-23-18
サンクリエート追分208
TEL 050-7116-8551 FAX 050-3558-4512
E-mail:n-taniguchi@minakusa-srpf.com
https://minakusa-srpf.com/

コンテンツ

- 3つの「認定制度」 1面
- 健康経営 2面
- 「人」の定着 3面
- やさしい年金 4面

3つの「認定制度」

皆さまは、厚生労働大臣（認定に関する事務は都道府県労働局長に委任）が認定する認定制度をご存じでしょうか。今回は、主な3つの認定制度を紹介します。

- 1) えるぼし認定・プラチナえるぼし認定**
平成28年4月1日に全面施行された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度です。えるぼし認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されるもので、令和2年6月1日から創設されました。
- 2) くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定**
平成17年4月1日施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。また、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。プラチナくるみん認定を受けた企業は、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールすることができます。(令和9年3月まで、くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業には、上限50万円の「くるみん助成金」を受けることができます。)併せて、令和4年4月1日からは、くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準の引き上げに伴い、新たに「トライくるみん認定」が創設されました。
- 3) ユースエール認定**
平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。認定を受けることにより、ハローワーク等で重点的PRの実施、認定企業限定の就職面接会等への参加が可能となり、他社より一歩進んだ、若者の採用活動ができます。これらの認定マークを、商品、広告、求人票等に付し、対外的に明らかにすることで、企業のイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などにつなげることができ、人手不足を解消する要因になると考えます。また基準はありますが、公共調達における加点評価を受けることができ、日本政策金融公庫による融資制度を通常よりも低金利で利用できることもメリットです。さらに、令和6年度税制の大綱(法人の賃上げ促進税制の改正)において、「えるぼし認定」又は、「くるみん認定」を取得していると、税額控除率が5%上乘せされ、最大で賃金増加額の45%が税額控除されます(大・中堅企業は最大35%)。ご紹介した認定制度に興味のある方、詳細を知りたい方は、個別に担当社労士にご相談ください。(Pたにやん)



彦根城 梅林園

撮影 びわこの狸

健康経営

「健康経営」という言葉をお聞きになったことはありますか？

【健康寿命を目指す政府】

日本は世界で有数の長寿国となり、内閣は成長戦略として2013年6月に安倍政権下で閣議決定した「日本再興戦略」における取り組みテーマの1つに「国民の健康寿命の延伸」を挙げ、健康で長生きのできる社会を目指しています。これにより、経済産業省は平成28年に「健康経営優良法人認定制度」を創設しました。

「健康経営」とは、企業経営が健全（健康）なことを指すのではなく、「従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する」経営手法のことを指します。

【企業が生き残るためには】

企業が存続し成長し続けるためには、企業組織で働く従業員にその職業人生を通じて、企業に長く貢献してもらえることが重要です。人手不足が深刻化する現在の日本社会においては、現在勤めている従業員に永く健康に働いてもらうことにより従業員の業務習熟が増しノウハウも蓄積し、企業の業績は安定しやすくなります。そして新しい従業員を迎えるにあたって、今後も若手の人材に入社してもらうことで、現在から未来へと企業を繋いでいってもらうことが、これから先も企業の生きる道だと思われまます。

近年の新卒学生の就職活動の動向として「マイナビ2023年卒大学生就職意識調査」によれば、就職先の企業を選ぶ理由に「安定している会社」を選択する傾向が高く、そのポイントに「福利厚生が充実している」、「安心して働ける環境である」ことを就活生は重視していることがわかります。反対に、学生が行きたくない会社としては「ノルマのきつそうな会社」、「暗い雰囲気のある会社」が挙げられ、このような社風やイメージがある企業は就活生から敬遠される傾向にあります。

【「健康経営」を考えるメリット】

従業員本人だけでなく、家族にとっても従業員が日々健康で働き、有意義な人生と家庭生活を送ることができるのは大変幸せなことだと思われまます。家族が勤めている企業が、勤務中のみならず家庭生活にも配慮してくれることで、家族から感謝の言葉をもらう例も耳にします。経営者には企業の業績だけでなく、非常にやりがいを感じられることかと思われまます。

「健康経営」は、企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことにより従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されまます。筆者は、在籍している従業員の健康はもとより、新しく採用する際の自社の魅力の1つとして、採用に有利になるための取り組みとしても活用いただき、企業の繁栄につながってほしいと考えています。

「健康経営」を紹介させていただき中で、自社でも取り組んでみよう、すでに取り組んでいることを一層進めてみよう、と思っただけいたら幸いです。

(シュータ)

「人」の定着に向けて・・・ Vol 96

第一条

屋形様に対し奉り、尽未来、逆意あるべからざる事。論語に云わく、造次にも必ず是に於いてし、顛沛にも必ず是に於いてす。亦云わく、君に事(つかまつ)るに、能く其の身を致す。

今回は、武田 信繁が後世に残したとされる家訓を紹介しまます。武田 信繁とは、武田 信玄の4つ歳下の弟です。残した家訓は「信繁家訓九十九か条」として、九十九か条あります。

全てを紹介することはできませんので、家臣たちの関係について書かれた条文2つを紹介しまます。

第一条にでてくる「屋形様」とはもちろん、兄信玄です。信玄への絶対服従を命じているところから始まりますが、家臣に対しては慈しみ、優しい心をもつことが大事であること、人の適正配置、さらには、二十条にも関連しますが、勝手に離れたのか真意から反省していることがわかると事情に応じて許して、再び家臣にするなど、家臣に対する大きな気持ちと寛容さも伺えます。



第二十条

家中の郎従に対して、慈悲肝要の事。三略に云わく、民を使ふに四支の如くにす。

しかし、第一条の屋形様への未来永劫に逆位を抱かないこと、これが前提になっているわけです。永劫とは、

想像できないほど果てしなく終わりのない時間を表す言葉です。つまり、末代にわたり、武田家に從えと言っているのと同等です。ここを前提として、慈悲肝要や反省とともに再び家来という寛容な扱いができていたのだとすれば、どこかしたたかさを感じてしまひまます。裏をかえせば、武田家に忠義を尽くすことで安心した生活を保障するとして結束を固めたのかもわかりまません。

会社も同様で、会社に尽くすことで、安心して働ける場、安全に働くことができる場を提供している。もちろん、尽くしてもらうための努力も経営者側には必要になるのかもわかりまません。



(しょうし)